

No. / 20404
あひ 〇IC



収支報告書

平成 24 年分 (平成 年 月 日開催分)

(ふりがな)
1 政治団体の名称

川崎 二郎 後援会

2 主たる事務所の所在地

伊賀市上野車坂町821

3 代表者の氏名

中村 信通

4 会計責任者の氏名

西口 和成

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名

福田 小基

(電話) 0595-21-3249

(電話)

資金管理団体の指定の有無

有

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

住所 _____

無

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 川崎二郎

公職の種類 衆議院議員

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|
| 収 入 総 額 ----- (②+③) ① | | | | | | | | | 0 | 円 |
| (前年からの繰越額) ----- ② | | | | | | | | | 0 | 円 |
| (本年の収入額) ----- ③ | | | | | | | | | 0 | 円 |
| 支 出 総 額 ----- ④ | | | | | | | | | 0 | 円 |
| 翌年への繰越額 ----- (①-④) ⑤ | | | | | | | | | 0 | 円 |

2 収入項目別金額の内訳

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|
| (1) 個人の負担する党費又は会費 | | | | | | | | | | | |
| 金 額 ----- | | | | | | | | | | 0 | 円 |
| 員 数 ----- | | | | | | | | | | 0 | 人 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|---|
| (2) 寄 附 | | | | | | | | | | | |
| ア 寄附(イを除く。)の区分 | 金 額 | | | | | | | | | 備 考 | |
| (ア) 個人からの寄附 | | | | | | | | | | 0 | 円 |
| [うち特定寄附] | | | | | | | | | | 0 | |
| (イ) 法人その他の団体からの寄附 | | | | | | | | | | 0 | |
| (ウ) 政治団体からの寄附 | | | | | | | | | | 0 | |
| 小 計 (ア)+(イ)+(ウ) | | | | | | | | | | 0 | |
| [寄附のうち寄附のあつせんによるもの] | | | | | | | | | | 0 | |
| イ 政党匿名寄附 | | | | | | | | | | 0 | |
| 合 計 ア + イ | | | | | | | | | | 0 | |

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

| 資産等の有無 | | | |
|--|--------------------------|-------------------------------------|-----|
| 資産等の項目別区分 | 有 | 無 | 備 考 |
| ア 土 地 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| イ 建 物 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| エ 取得の価額が100万円を超える動産 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| カ 金 銭 信 託 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| キ 有 価 証 券 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| ク 出 資 に よ る 権 利 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| コ 支払われた金額が100万円を超える敷金 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | |

宣 誓 書

添付書類（別紙のとおり）

- 1 領収書の写し
- 2 監査意見書（政党の本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 25年 5月 28日

政治団体の名称

川崎二郎後援会

会計責任者の氏名

西口 和成

代表者の氏名

（解散年のみ記入すること）



※ 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の氏名の記名押印又は署名のほか、代表者の氏名の記名押印又は署名が必要です。



政治資金監査報告書

平成25年4月23日

川崎二郎後援会

代表 中利信通 殿

登録政治資金監査人

登録番号

研修修了年月日

水谷重和



第 2626 号

平成21年6月16日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項に規定に基づき、川崎二郎後援会の平成24年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、三重県津市渋見町638-1において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。



- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった 支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

川崎二郎後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、川崎二郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従事者との間においても、同様である。

以 上